

■第34期第2回研究会「特定秘密保護法案と市民の知る権利の相克」（理論研究部会企画）
終わる

日 時：2014年1月22日（水）18:30～22:45
会 場：大学コンソーシアム京都 第1会議室
問題提起者：門奈直樹（立教大学）
討 論 者：小山帥人（放送ジャーナリスト）
 齊藤 修（京都新聞社）
司 会：渡辺武達（同志社大学）
参 加 者：36名
記録執筆者：渡辺武達

ワークショップの組立と議論された内容は以下の通り。

特定秘密保護法を私たちはメディアの研究者としてどう考えたらいいのか。本ワークショップではこの法案と同時期に国会承認された日本版国家安全保障会議（NSA）創設と合わせ、市民の知る権利と言論・表現の自由の確保という点から、英国の秘密保護法に詳しい門奈直樹氏の報告を基に、本法成立過程における日本メディアの報道の仕方と新聞の製作現場は本法によってどのような影響を受けるかについてのコメントがあり、その後フロアを交えて議論した。

市民の知る権利概念は1953年にハロルド・クロス弁護士が米国メディア界の要請による報告書で体系的に提起したもので、メディアの取材の自由は「市民の知る権利」への奉仕を前提としてのみ存在することをまず確認した。

門奈氏は暮らしやすい社会生活確保のため、個人にはプライバシーという固有の権利があるように、国民を守り、健全な国家運営をするためには「秘密」が必要である、問題は何のための、誰のための秘密なのかが明確にされなければならないことだという立場から、英国における秘密指定とその保持に関し提言するD-NOTICEおよびDA-NOTICE委員会等の機能と、日本における戦前の欽定憲法下と現在の民定憲法下における秘密法および予想されるその実施内容には違いがあることを前提に、本法が民衆の利益のために運用されるには何が必要かを力説した。さらには機密告発サイト・ウィキリークスや英国ガーディアン紙等によるスノーデン氏の米国情報監視体制告発の社会的役割についても言及した。

こうした議論は理論的研究を深めると同時に、メディアの現場の問題と離れては空論になりやすいが、自らNHKディレクターとして放送現場を体験し、市民主権の立場からのメディア研究をしてきた小山氏と京都新聞社で記者、編集本部長、社長を経験してきた齊藤修氏から、現場でのプレスの自由確保に関する的確なコメントがそれに続き、触発されたフロアからは現行憲法の自民党改定案の成立過程、沖縄と本土のメディア報道の違いなどについても意見が出され、2時間15分にわたり充実した議論が展開された。